

工事請負契約書

1 工事名 宅浄化槽設置工事

2 工事場所 恵那市 町

3 工期 着工 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日

4 請負金額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税額
(注)「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29の規定
により算出したもので、請負代金額に10／110を乗じて得た額である。
〔()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。〕

上記工事については、発注者 (以下「甲」という。) と
請負者 (以下「乙」という。) とは、おのおの対等な立場
における合意に基づいて別記の条項により請負契約を締結し、信義に従つ
て誠実にこれを履行するものとする。

本契約書の証として本書2通を作成し当事者記名押印の上各自1通を保
有する。

令和 年 月 日

発注者	甲	住 所	印
	氏	名	
請負者	乙	住 所	印
	氏	名	

別記

(総則)

第1条 発注者 (以下「甲」という。) 及び請負者 (以下「乙」という。) は契
約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この条項に基
づき、別冊の図面及び仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2. この条項及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、仮設・工法等工事
目的物を完成するために必要な一切の手段については、乙が定めることができ
る。

(設置する浄化槽)

第2条 浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第2条第1項に規定する浄化槽で
かつ、生物科学的酸素要求量 (以下「BOD」という。) 除去率90%以上、
放流水のBODが20mg/リットル (日間平均値) 以下の機能を有する浄化槽を設置し
なければならない。

(浄化槽設備士)

第3条 乙は、工事を浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

(施工)

第4条 乙は、工事を浄化槽法第4条第3項の規定による技術上の基準に従っておこなわなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 甲及び乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請けの禁止)

第6条 乙は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(工事変更・中止等)

第7条 甲は、必要がある場合には、工事内容を変更し、又は工事の施工を一時中止し若しくは打ち切ることができる。この場合において、請負金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2. 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議してこれを定めるものとする。

(乙の請求による工期の延長)

第8条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は甲乙協議して書面をもって定めなければならない。

(一般的損害)

第9条 工事の完成引き渡しまでに、工事目的物その他工事の施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負担するものとする。

(書類の提出)

第11条 乙は恵那市が定める恵那市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

(引き渡し及び請負金額の支払い)

第12条 乙はこの契約書と添付の図面及び仕様書に基づき、契約期間内に工事を完成して契約の目的物を引き渡し、甲に対して請負金額の請求を行うことができる。甲は、請求のあった日から起算して40日以内に乙に対して請負金額の支払いを行わなければならない。

(かし担保)

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第4条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの補修を請求することができる。

2. 甲は恵那市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、市が浄化槽工事の状況を確認しその確認の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期間を定めてそのかしの補修を請求

又は補修に変わる損害買収を請求することができる。

3. 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質の検査を受け、その検査の結果浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期間を定めてそのかしの補修を請求、又は補修に変わる損害買収を請求することができる。

4. 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰るべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 かしの補修又は損害買収請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

(解除権)

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

(1) 第1条に基づく恵那市合併処理浄化槽設置整備事業補助金が交付されないこととなつたとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断されるかしが発見されたとき。

2. 前項によりこの契約が解除された場合は、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2. 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することが出来なくなつたと認めるときは、催告その他の何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被つた被害の賠償を乙に請求することができる

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

(1) 第7条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負金額を所定の期日に支払わなかつたとき又は請負金額の支払能力を欠くことが明らかになつたとき。

(3) 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

(違約金・賠償金等)

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引き渡し期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引き渡し期日）までに工事の目的物を引き渡すことが出来ない場合は、甲は延滞日数1日につき請負金額総額の

分の1の違約金を請求することができる。

2. 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩 錢の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

(補則)

第19条 この条項に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議し定める。